

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

体罰事故の根絶について（通知）

教職員の不祥事防止につきましては、日頃から、格別の御指導をいただいておりますが、報道によりますと、大阪市立高等学校において、運動部顧問から体罰を受けた生徒が自殺するという痛ましい事故が発生しました。

体罰事故をはじめとする教職員事故の防止につきましては、これまでもあらゆる機会を捉えて、繰り返し注意を喚起し、その徹底に努めてまいりました。本県におきましても、体罰によって懲戒処分等に至る事故が発生しており、たいへん憂慮すべき状況であります。体罰は児童生徒の人権を侵害する許されない行為であるとともに、県民の教育に対する信頼を大きく損なうものであります。

各学校におきましては、下記事項に留意の上、別添「体罰の根絶をめざして」を活用し、職員会議等あらゆる機会を通じて、指導、研修の機会を設け、今後、県民の信頼を裏切る事態を招くことのないよう、教職員に対し、体罰禁止を徹底されるよう御配慮願います。

なお、体罰に関する実態調査につきましては、別途通知します。

記

- 1 不祥事を防止するためには、教職員一人一人の倫理意識の確立が不可欠である。管理職及び倫理確立委員は、改めて各学校において、倫理意識の確立に努めること。
- 2 体罰をはじめとする不祥事を未然に防ぐため、積極的に職場内にコミュニケーションの機会を設け、職員相互の理解と信頼を図り、体罰を容認することのない風通しの良い職場づくりに努めること。
- 3 児童生徒や保護者が体罰に係る相談をしやすい体制を整備するとともに、教育委員会等の相談窓口についても、児童生徒及び保護者に広報し、周知すること。

- 4 体罰もしくは体罰と思われる不適切な指導について、校内で相談や通報があった場合や教育局等から照会や情報提供があった場合は、当該教職員、児童生徒、保護者、関係教職員等に対する事実確認を早急に実施し、その結果を速やかに教育局に報告すること。
- 5 定期的に職員会議等の場を通じて、服務規律の確保及び不祥事防止の徹底を図ること。教職員への指導の徹底に当たっては、単に文書を回覧するのではなく、必ず、校長から教職員へ指示・伝達すること。

体罰の根絶をめざして

体罰を根絶するためには、教職員一人一人が「体罰は児童生徒の人権を損ない、教育に関する信頼を失わせるもの」であることを厳しく受け止める必要があります。

言うまでもなく、学校教育法で、体罰は明確に禁止されています。教育とは教職員と児童生徒との信頼関係の上に成り立つものであり、体罰は、児童生徒の人権を侵害する許されない行為であります。

各学校においては、教職員一人一人が体罰を自らの問題として真剣に受け止めるとともに、体罰を容認する意識を根絶し、自らの姿勢を正していくことが必要です。そして、体罰は児童生徒の心を傷つけ、人間的誇りを失わせるものであることを、教職員一人一人が深く認識することが大切です。

すべての学校において、「体罰を見過ごしていないか」、「体罰を容認する雰囲気はないか」という観点から全校を挙げて総点検を行い、教職員一人一人が人権意識を一層高め、児童生徒を真に大切にす教育活動を展開するよう強く求めます。

平成25年2月

埼玉県教育委員会